

調布市監査委員告示第 6 号

令和 6 年度第 1 回定期監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 7 年 7 月 23 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部文化生涯学習課
-----	------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について	ア 毎月分割払いをしている補助金等の請求書において、1年度分を一括して受領し、保管しているものが見受けられた。 調布市会計事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	相手から送付があった1年度分の請求書について、毎月履行完了後に請求書をもらい、速やかに支払事務を行わなければならないという認識が不足していたことから、返送することなく使用していました。令和6年8月30日の課内会議において、全職員に対して調布市会計事務規則に則り適正な処理に努めるよう周知し、改善を図りました。
(2) 契約事務について	ア 委託料に係る契約書において、契約金額は正しいものの、消費税及び地方消費税の記載に誤りが見受けられた。 イ 予定価格が10万円を超える委託料等の主管課契約において、2者以上からの見積書を徴していないもの、業者指定理由書を添付していないものが見受けられた。	契約金額においては、当事者間で確認しておりましたが、消費税及び地方消費税の記載については、担当者の確認及び決裁過程において、当該誤りを見落としたことによるものです。 当該契約書については、令和6年7月11日に修正済みです。 今後、調布市契約事務規則に則った契約書を作成することはもとより、契約書に誤りがあった場合は速やかに契約課との協議を踏まえ、適正な契約事務の執行を遵守します。 10万円を超える主管課契約について、本来であれば2者以上の見積合わせを実施すべきところ、その認識が不足し、処理していたことによるものです。

	調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年8月30日の課内会議において、全職員に対して調布市契約事務規則に則り適正な処理に努めるよう周知し、改善を図りました。
(4) 文書事務について	ア 監理団体との協定書の本書の所在を確認できないものが見受けられた。 調布市文書管理規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。	当該事業のファイルに格納していましたが、監査実施期間に当該書類を確認し報告できなかったことによるものです。 令和6年8月30日の課内会議において、必要なタイミングで速やかに確認することができるよう、公文書の適切な管理・運用に向けて周知し、改善を図りました。
(6) 行政手続について	調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	課内で調布市行政手続条例等に基づく審査基準等が周知徹底されていなかったことから、内容の見直しを失念したものです。 令和6年7月13日に審査基準等の見直し・修正を行いました。 また、令和6年8月30日の課内会議において、全職員が適正な処理の必要性を認識することができるよう周知し、事務処理に取り組んでいます。
(7) その他	庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。 調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。	今回の指摘を受け、業務上必要のないデータについて、令和6年6月10日に削除しました。 また、令和6年8月30日の課内会議において、業務と関連のないデータ等は庁内ファイル

		サーバに格納しないよう全職員に対して周知しました。併せて、複数の職員によるチェック体制により定期的に不要なデータを削除するなど、調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努めています。
--	--	--

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部協働推進課
-----	----------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について イ 地区協議会活動支援助成金について	イ 調布市地区協議会活動支援助成金の実績報告において、収支計算書に記載不要な経費が見受けられた。 調布市地区協議会活動支援要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	食事代については、食事の時間をまたぐイベント等において常識の範囲内で認めており、懇親を目的とした食事代は経費対象外ですが、本件について改めて詳細を確認したところ、助成金の対象として認められない内容と判断しましたので、対象の地区協議会に対し、助成対象外経費である旨を説明したうえで、実績報告の訂正を指示し、その後再提出がありました。 また、助成金のルールを定めている「地区協議会サポートガイドライン」を改訂し、令和6年6月14日に地区協議会の代表者にメールで周知するとともに、課内においても収支計算書の確認体制を見直しました。
オ 補助金等の交付決定について	オ 所管する補助金等の交付決定に際し、交付の条件を付していないものが多数見受けられた。 調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	補助金等の交付に関する要綱のうち、交付の条件を付すことを規定していない要綱については、令和6年8月9日及び同月16日に改正を行いました。 今後は、適正な事務処理を徹底いたします。
(2) 契約事務について	エ 特命随意契約による修繕等の主管課契約において、業者指定理由書に地方自治法施行令の該当条項の記載のないものが多数見受けられた。	令和6年7月10日及び同月26日の事務打合せにおいて特命随意契約の制度やその根拠となる法令を改めて周知するとともに、実務においては記載事項や添付資料に漏れのない

(6) 行政手続について	調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。 カ 市との警備業務の委託契約において、受託した警備業者が、契約の締結前に市に交付を要する当該契約の概要について記載した書面及び契約の締結後に市に交付を要する当該契約の内容を明らかにする書面の交付を受けていないものが見受けられた。 警備業法に基づき、適正な事務処理に努められたい。 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず、内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	よう適正な事務処理を徹底いたします。 当該書面について、再度確認したところ、交付を受けていたことが判明しました。ただし、本来あるべき場所に保管していなかったことから、文書の保管状況について確認を行い、併せて、適切な文書管理については令和6年7月10日及び同月26日の事務打合せにおいて周知を行いました。 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間作成後、内容の確認を失念していました。指摘のあった項目については、令和6年7月1日及び同月8日に変更を行い、審査基準及び処分基準の適正化を図りました。 今後は、定期的に内容の確認を行うとともに、根拠法令の改正時には見直しの必要がないか確認を行うよう、令和6年7月10日及び同月26日の事務打合せにおいて周知を行いました。
---------------------	---	---

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	多様性社会・男女共同参画推進課
-----	-----------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(6) 行政手続について	調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	本件は、課内で調布市行政手続条例等に基づく審査基準等が周知徹底されていなかったことから、内容の見直しを失念したものです。 令和6年6月に変更を行い、審査基準及び処分基準の適正化を図りました。 また、令和6年6月27日の事務打合せにおいて、調布市行政手続条例等に基づく審査基準及び処分基準について再度確認を行いました。 今後は、行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部産業振興課
-----	----------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について	ウ 調布市「映画のまち調布」の推進に関する市民活動補助金交付申請書の添付書類である支払明細書において、支払根拠となる金額と異なる記載のあるものが見受けられた。 エ 調布市商工会に係る事業費の執行において、規則で補助金等については時宜により分割して交付を受けることと規定されているにもかかわらず、一括交付をしているものが見受けられた。	補助金の支払明細書における、支出の根拠資料として、領収証（レシート等）が添付されていました。本来、補助対象経費として、実費額（246 円）を算定すべきところを、誤って、会計時の預り金（251 円）にて計上されていました。当該誤りを見落としたまま補助対象経費を算定したものです。 当該補助金に限らず、補助金の交付申請や実績報告等の際には、要綱に基づく提出書類と根拠資料の突合を徹底するように指導していますが、当該事案について、令和6年7月17日の課内会議にて共有し、担当者・担当係長のダブルチェックをはじめ、決裁時の管理職による丁寧な確認を徹底するよう、意識統一を図りました。 例年、調布市商工会事業費等補助金の交付に当たっては、調布市商工会事務局と交付方法等について事前に協議を行った後に、調布市商工会からの請求に基づき、補助金の交付を行って参りました。 今後の補助金交付に当たっては、調布市商工会と協議し、調布市補助金等の執行に関する規

(2) 契約事務について

オ 所管する補助金等の交付決定に際し、交付の条件を付していないものが多数見受けられた。

調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

イ 予定価格が10万円を超える委託料等の主管課契約において、2者以上からの見積書を徴していないもの、業者指定理由書を添付していないものが見受けられた。

調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

則に即した事務処理となるよう、改善して参ります。

これまで、慣例的に、補助金の交付決定の際に、交付条件を付していないものがあり、改めて交付決定通知の点検を行ったところ、交付条件を付しているもの、付していないものが混在していました。

当該事案について、令和6年7月17日の課内会議にて共有しており、今後、補助金の交付決定に際しては、適切な交付条件を付し、調布市補助金等の執行に関する規則等に即した事務処理となるよう、改善して参ります。

本件は、調布市観光案内所「ぬくもりステーション」の備品購入において、カウンターテーブルを購入する際、10万円を超えているにもかかわらず、認識不足により、1者のみの見積書の徴取で事務処理を行ったものです。

改めて、適正な事務処理に向けて令和6年7月17日の課内会議にて、調布市契約事務規則等に基づき、主管課契約の事務の流れや留意事項等を共有するとともに、担当者・担当係長のダブルチェックをはじめ、決裁時の管理職による丁寧な確認を徹底するよう、意識統一を図りました。

(5) 人事管理について	ア 1箇月当たり80時間を超える時間外勤務を行っている職員が多数見受けられた。 職員の意識改革・働き方改革の一層の推進について（通達）等に基づき、実効性のある時間外勤務の縮減に努めるとともに、改善を図られたい。	令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の類指定が5類に移行し、4年振りに調布花火を開催しました。市職員をはじめ、関係機関においてもこれまで培ってきたノウハウが失われてしまっており、安全・安心な調布花火の開催に向けて、関係機関との協議・調整をはじめ、様々な準備等に多くの時間を要したことで時間外勤務が重なってしまったものです。 今年度は、昨年度のノウハウを生かし、先を見通した業務遂行を実践するとともに、収入の増加に向けた取組の強化により、業務の外部委託の活用機会を増やし、時間外勤務の縮減を図っています。 引き続き、振替対応の徹底や変則勤務を活用するとともに、毎週水曜日の定時退勤デーや部内消灯デーの周知・徹底や、課内の業務応援体制の強化を図ることで、恒常的な時間外勤務の縮減を図って参ります。
(7) その他	庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。 調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和6年4月1日付け人事異動に伴い、異動者に対して、職場の共済事業に関する業務外の連絡文書を作成し、庁内ファイルサーバの外部に一時的に格納したものと確認できたため、直ちに削除しました。 今後、業務上必要のない情報は作成しないよう令和6年7月17日の課内会議で周知・徹底しました。

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部産業振興課（産業労働支援センター）
-----	----------------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について	オ 所管する補助金等の交付決定に際し、交付の条件を付していないものが多数見受けられた。 調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	これまで、慣例的に、補助金の交付決定の際に交付条件を付していないものがありました。 当該事案について、令和6年7月10日に課内で共有しており、今後は、要綱等も確認のうえ、補助金の交付決定に際しては適切な交付条件を付すなど、調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。
(3) 現金等の取扱いについて	郵券受払簿において、令和5年度末残数と翌年度繰越後の枚数に相違が見受けられた。 公金等取扱基本マニュアルに基づき、公金等取扱マニュアルの見直しを含め、適正な事務処理に努められたい。	本件は、課内で公金等取扱マニュアル等が周知徹底されていなかったことから、事務手続の確認不足で生じたものです。公金等取扱基本マニュアルに基づき、公金等取扱マニュアルを令和6年8月に改訂し、令和6年8月30日の事務打合せにおいて、再度確認を行いました。 今後は、公金等取扱マニュアル等に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。
(5) 人事管理について	イ 会計年度任用職員の通勤届において、認定担当者の使用欄が未記入であるものが見受けられた。 調布市非常勤職員の報酬等に関する条例（（旧）調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例）等に基づき、	本件は、書類上のチェックが漏れていたことから生じたものです。認定担当者においては、当該会計年度任用職員から受領した通勤届について所属長確認まで行い、COMPANYシステムに登録しています。 当該事案について、令和6年7月10日に課

(6) 行政手続について	適正な事務処理に努められたい。 ウ 会計年度任用職員の年次有給休暇において、付与日数が適正でないものが見受けられた。 調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。 調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	内で共有しており、今後は、課内チェック体制の強化を図るなど、調布市非常勤職員の報酬等に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。 本件は、書類上の記載の誤りから生じたものです。当該会計年度任用職員へは、任用期間が1年未満であるため付与日数は1日となる旨、任用時に案内しており、修正した任用通知書に差替えております。 当該事案について、令和6年7月10日に課内で共有しており、今後は、課内チェック体制の強化を図るなど、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。 本件は、課内で調布市行政手続条例等に基づく審査基準等が周知徹底されていなかったことから、内容の見直しを失念したものです。 令和6年8月に変更を行い、審査基準及び処分基準の適正化を図りました。 また、令和6年8月30日の事務打合せにおいて、調布市行政手続条例等に基づく審査基準及び処分基準について再度確認を行いました。 今後は、行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努めて参ります。
---------------------	--	--

令和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	生活文化スポーツ部農政課
-----	--------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(2) 契約事務について	オ 農業まつり事業委託に係る契約書において、収入印紙の貼付が必要な契約であるにもかかわらず、貼付されていないものが見受けられた。 印紙税法に基づき、適正な事務処理に努められたい。	令和3年10月22日に武蔵府中税務署に農業まつり実行委員会との契約書に印紙を貼る必要があるか確認し、「当該契約は、品評会等を開催するにあたり、滞りなく会を開催させることが目的の契約であるため、成果物等の引き渡しはなく、委任契約に該当するため、印紙が不要となる。」と回答があったため、当該契約書は印紙不要として取り扱っていました。 監査指摘を受け、武蔵府中税務署に改めて確認。「当該契約が請負契約に該当するため、印紙が必要となる。」と回答があったため、今後、当該契約書は印紙を貼ることとします。
(6) 行政手続について	調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	市民農園使用に関する審査基準の記載内容で、条文の中で「調布市」が抜けている箇所があると指摘を受けましたので、令和6年6月4日に修正し、法制課に連絡しました。

和6年度第1回 定期監査結果に基づく措置事項

部署名	スポーツ振興課
-----	---------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 支出事務について	オ 所管する補助金等の交付決定に際し、交付の条件を付していないものが多数見受けられた。 調布市補助金等の執行に関する規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	要綱制定に当たり、交付条件の規定が欠落していたため、令和7年3月28日に要綱の一部改正を実施いたしました。
(2) 契約事務について	イ 予定価格が10万円を超える委託料等の主管課契約において、2者以上からの見積書を徴していないもの、業者指定理由書を添付していないものが見受けられた。	該当の主管課契約においては、日々の施設巡回等の中で発見した不具合について、緊急性の高いものから優先順位をつけて随時対応しています。緊急を要する場合、見積合わせをするいとまがなく1者からの見積で対応することがありますが、この際、業者指定理由書の作成について認識が不足しておりました。 また、10万円を超える主管課契約について、本来であれば2者以上の見積合わせを実施すべきところ、その認識が不足しており、1者からの見積で業者指定理由書も作成せず処理していました。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、調布市契約事務規則に基づく適正な契約事務を徹底するよう周知しました。
	ウ 主管課における修繕の契約手続におい	契約事務担当者と現場担当者がそれぞれ分

(4) 文書事務について	て、契約締結日より前に修繕指示書により指示を行い、これを受けて修繕を実施しているものが見受けられた。 調布市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。 カ 市との警備業務の委託契約において、受託した警備業者が、契約の締結前に市に交付を要する当該契約の概要について記載した書面及び契約の締結後に市に交付を要する当該契約の内容を明らかにする書面の交付を受けていないものが見受けられた。 警備業法に基づき、適正な事務処理に努められたい。 イ 体育施設使用料の減免手続に係る体育施設使用料減免承認書において、規則様式と異なるものを使用しているもの、押印すべき市長印を押印していないもの、また、提出を受けた体育施設使用料減免申請書において、収受手続がなされていないものが見受けられた。 調布市民体育施設条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	担して業務を進めており、本来であれば、契約締結後、修繕指示書により修繕の指示を行うところ本件については、その連携が不足し、記載内容に齟齬^{そご}が生じていました。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、調布市契約事務規則に基づく適正な契約事務を徹底するよう周知しました。 警備業者から契約締結前及び後に書面の交付を受けていない委託契約について、担当者の認識不足により、確認ができていないことが判明しました。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、警備業法に基づく適正な事務処理を徹底するよう周知しました。 体育施設使用料減免承認書の様式については、担当者の認識不足により、様式に記載のない根拠条文を追加して使用していたことが判明しました。また、市長印の未押印については、施行の際に、決裁後、メールでのやり取りにて相手方に送付をしており、未押印が発生している状況が判明しました。 そして、体育施設使用料減免申請書の収受手続については担当者の対応漏れであることが
---------------------	--	--

(5) 人事管理について	エ 宿泊を要する出張において、出張復命書を作成していないもの、宿泊出張命令書に財政課長及び人事課長の合議を受けていないもの並びに決裁権者を誤っているものが見受けられた。 調布市職員等の旅費に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	判明しました。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、調布市民体育施設条例施行規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう周知しました。 出張復命書の未作成については、担当者の認識不足によるものと判明しました。また、出張命令書への合議未済については、人事課の旅費照合の確認をもって合議済という認識をしておりました。 また、決裁権者の誤りについては、課長が宿泊を要する出張を行う場合は次長決裁であるという認識が不足しておりました。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、適正な事務処理について周知しました。今後、調布市職員等の旅費に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務処理を徹底いたします。
(6) 行政手続について	調布市行政手続条例等に基づく審査基準等において、用語に誤りがあるもの、記載された法令等が改正されているにもかかわらず内容の見直しが行われていないもの及び作成が必要にもかかわらずそれが行われていないものが見受けられた。 行政手続法等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	調布市行政手続条例等に基づく審査基準等について、課内で周知徹底されていなかったことから内容の見直しを失念したものです。 今回の指摘を受け、令和6年9月5日の課内会議において、全職員に周知しました。 また、本件については令和7年3月31日に内容の見直しを実施いたしました。

(7) その他	庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、業務上必要のないデータを格納しているものが見受けられた。 調布市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な事務処理に努められたい。	今回の指摘を受け、業務上必要のないデータについて、令和6年5月末日をもって削除しました。 令和6年9月5日の課内会議において、全職員に対し、調布市情報セキュリティポリシーに基づく適正な事務処理を徹底するよう改めて意思統一を図りました。
----------------	---	---